

# UP 長崎 島原 2 2021

## ■ Line up

- 1面 感染リスクのマネジメント
- 2面 役員給与の減額
- 3面 「NAGASAKI しごとみらい博2020」 参加報告  
動画配信について
- 4面 税務カレンダー・新入社員紹介

## ■ 感染リスクのマネジメント

2月に入り、寒さもピークに達しています。気温や湿度が低くなる冬場に活性化すると予想されていた新型コロナウイルスですが、寒くなったとたんに全国的に第三波と呼ばれる感染流行が起きました。インフルエンザ等のウイルスと同様に、やはり気温や湿度が低いと感染しやすいようです。

長崎県においても年明けから新型コロナの罹患者が急増し、県は1月6日に県下全域に特別警戒警報を、1月16日には長崎市に対して緊急事態宣言を出しました。冬場でウイルスが流行しやすい環境であることに加え、年末年始の帰省や買い物で人の移動が多くなったことも要因かと思います。

感染拡大防止の観点からは、年末年始も外出を控えるべきなのでしょうが、お盆と正月しか会えない祖父母と孫や、親戚同士が親睦を深める貴重な機会であり、日本の文化や伝統に則って正月を迎える準備であることを思うと、一概に「けしからん」と断じるのもどうかと思います。感染拡大防止に十分に気を付けて、感染リスクとのバランスを取りながら、できることは可能な限りやっていく、ということを、当面続けることになるでしょう。政府も感染防止と経済活動の両立に苦労をしていますが、経済活動に限らずあらゆる行為を、感染リスク低減との両立を考えながら判断しなければならない時代です。

社内から新型コロナウイルスの感染者が出るリスクは、確実に高まっていると思います。今年に入ってから、弊社では何度も、社員に自宅待機を命じています。社員の家族の職場や学校など、身近なところで罹患者が出た場合は報告させ、接触の有無が確認されるまで念のためにその社員は自宅待機としているからです。接触が無かったことや、PCR検査で陰性が確認できるまで、出社させません。万が一、出社した社員が感染していれば、会社全体が業務停止となるかもしれません。その社員がお客様を訪問すると、ご迷惑をおかけする可能性もあります。そのため、濃厚接触と判断されなかった場合でも、感染リスクが無いと判明するまで、念のために自宅待機としています。

社員が自宅待機をすると業務は滞りますが、自宅待機のデメリットと感染リスクとのバランスを考えての判断です。その際、デメリットを減らすために、在宅勤務ができる環境を整備し、自宅待機となった場合の業務への支障を減らしました。自宅待機のデメリットが減れば、自宅待機を命じやすくなります。事業活動と感染防止を両立しやすくなります。

デメリットを減らす手段として、DX(デジタルトランスフォーメーション)が注目されていますので、ご興味のある方は弊社IT支援課へご相談ください。また、医療保険や休業補償保険により、新型コロナウイルス感染者が出てしまった場合のリスクを小さくすることができます。こちらについては、弊社のFP事業部にご相談ください。

コロナ禍により、今年の長崎市の成人式は延期となってしまいました。楽しみにされていた新成人の皆さんには、非常に残念な思いをされていることでしょう。また、準備されてきた実行委員会の皆様も、非常に悔しい思いをされたと思いますが、現在の感染状況を踏まえてリスクが高すぎると判断され、勇気をもって延期を決断されたと思います。中止ではなく延期のことですので、感染リスクが低下した時期に改めて開催し、かえって思い出に残る成人式になることを期待します。



長崎オフィス 所長  
**内田 佳伯**

島原オフィス 所長  
長崎オフィス 税務相談室 室長  
**内田 尚生**

**UP**  
2021

## 役員給与の減額

皆様、こんにちは！

昨年から猛威を振るった新型コロナウイルスの影響で、業績が悪化している経営者は少なくありません。政府が打ち出している各種給付金や融資の申請、納税猶予等の対策が考えられますが、自社における財務改善策として役員給与の減額も検討してはいかがでしょうか。

役員給与は法人税法上、「原則として会社の損金（経費）にならないが、一定の要件を満たす場合に限り損金としての処理を認める」という考え方です。

- ① 定期同額給与（毎月一定の額で支払われるもの）
- ② 事前確定届出給与（事前に税務署に届出したもの）
- ③ 業績連動給与（業績に応じて支払われるもの）

殆どの法人は、毎年の決算確定時における株主総会において、向こう1年間の役員給与額を決定する定期同額給与を採用していますが、いずれの場合でも、役員給与を途中で変更することは原則できないとされています。なぜなら、税法がこれを認めると、経営権を握る役員は自身の裁量により自由に支給額を決定することができ、利益が出たときは給与を増額することで利益操作が可能となる余地を与えてしまうことになるからです。

何かと制約のある役員給与ですが、何が何でも絶対に毎月一定額の支払いしか認められないということではありません。例えば、会社の業績が著しく低迷、資金繰りが悪化したため、取引業者からの取引停止、給与が払えない、債権者や取引金融機関から経営改善を強く求められるケースなどが考えられます。こうした特別な事情がある場合は、「業績悪化改定事由」として例外的に役員給与の減額変更が認められることがあります。

今回のコロナ禍で業績が著しく悪化した場合も減額変更は認められます。また、コロナ感染症拡大が防止されない限り、経営環境の悪化（売上の減少）の回復の見通しが立たないケースも認められるとなっています。

国税庁は、具体的な参考例として以下のガイドラインを公表していますが、あくまで個別判断によりますので、自社のケースはどうなのかという場合は担当者へご相談ください。

(参考)

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取り扱いに関するFAQ（5. 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱い関係 問6、7）

## 新卒採用につながるイベント 「NAGASAKI しごとみらい博2020」 参加報告

株式会社内田会計事務所  
ビジネスサポート部 部長 IT支援課 課長  
**内野 敦史**

長崎の地元企業が集まり、そこに学生が参加して交流を深めるイベント「NAGASAKI しごとみらい博2020」(2020/12/5(土)～2020/12/6(日))に参加しました。

昨年は、長崎県庁に入ってすぐの広いスペースや上の階に企業側がブースを作り並び、たくさんの学生が歩いて見て回る、活気のあるイベントでしたが、今年は新型コロナウイルスの影響で、オンラインでの開催となりました。

以下のような流れで行いました。

1. PR動画を作成→事前公開
2. 学生が事前に参加したい企業へエントリー
3. 当日、指定された時間に学生が企業側のWeb会議システムに入って企業紹介を受ける

学生は複数の企業に参加できますので、県内企業に興味がある方には良い情報収集の機会になります。

長崎にも良い事業所がたくさんあるので、多くの学生の方に知っていただき、県内就職につながって欲しいと思っています。

採用活動についてどのようにすればよいか？感想や効果等をお知りになりたい方は、ビジネスサポート部 内野または池山までご連絡ください。

長崎県内での就職者を増やすため、一緒に地域を盛り上げていきましょう！

利益改善に向けた  
戦略を立てよ！



【PR動画】[https://youtu.be/E-1K\\_aFx9U](https://youtu.be/E-1K_aFx9U)

学生向けに事前に公開したPR動画は、上記URLまたはQRコードよりご視聴いただけます。

## 動画配信について

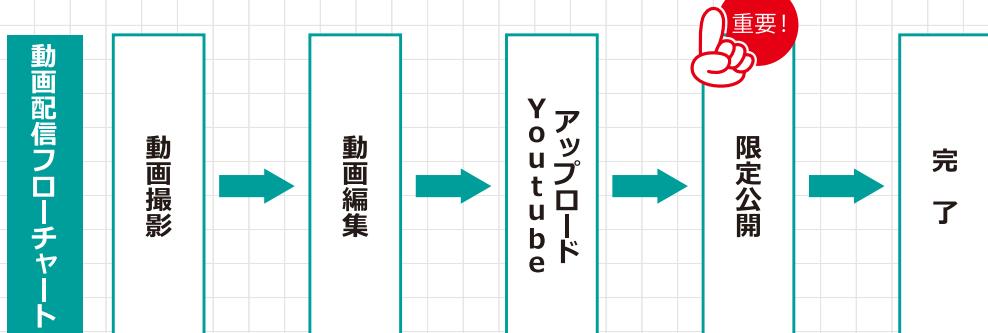
株式会社内田会計事務所 IT支援課  
**橋本 将也**

新型コロナウイルスの影響により、大人数の研修などが行えなくなりました。解決方法のひとつが動画配信です。配信を行えば、大人数で集まる必要が無く、スキマ時間に視聴ができるため、業務効率化に繋がります。弊社で行っている動画配信を例にご紹介します。

まず、研修の内容を撮影します。その後、YouTubeへ動画をアップロードしますが、その際に注意すべきなのが公開設定です。この設定を行わないと、誰でも視聴できてしまうため、研修内容によっては情報漏洩の恐れがあります。このため、必ずYouTubeの公開設定にて限定公開にすることが重要です。

限定公開とは、YouTubeへアップロードした動画のURLを知っているのみが動画へアクセスできる設定方法です。この限定公開設定を行った後に、社内掲示板などで動画のURLを共有し、研修の動画配信は完成です。

YouTubeという身近にある動画配信ツールを用いるため操作がしやすく、低コストで比較的導入を行いやすいIT化です。



2021.2

2021.3

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
★1						
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
★2						
21	22	23	24	25	26	27
28	1	2	3	4	5	6

日	月	火	水	木	金	土
28	1 ★3	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

## 【税務calendar】

## ▶ 令和2年分贈与税の申告

【申告期限】2月1日～3月15日 ★1-

## ▶ 令和2年分所得税の確定申告

【申告期限】2月16日～3月15日 ★2-

## ▶ 令和2年12月決算法人の確定申告・消費税の確定申告

【申告期限】3月1日 ★3

## ▶ 6月決算法人の中間(予定)申告

【申告期限】3月1日 ★3



## 新入社員紹介



ばば ゆき

馬場 祐希

出身: 諫早市

出身校: 広島大学経済学部経済学科

趣味: 登山

一日でも早く自分の役割を持てるよう  
に頑張ります。ご指導ご鞭撻の程宜しく  
お願い致します。

## アップパートナーズグループのご案内

## ■ 税理士法人 アップパートナーズ 長崎オフィス

## ■ 税理士法人 アップパートナーズ 島原オフィス

## ■ 株式会社 内田会計事務所

## ■ 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ

## 【長崎オフィス】

〒852-8008

長崎県長崎市曙町4番9号

TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885

## 【島原オフィス】

〒855-0802

長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階

TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556



お問い合わせ・ご相談はこちらまで

✉ info@uchida-kaikei.co.jp



https://uchida-kaikei.co.jp